

協議・確認

■「介護保険事業の取扱いについて」

協議確認内容

- 1 . 介護保険料については、平成 1 7 年度に策定する平成 1 8 年度からの新たな介護保険事業計画に合わせて、適切な保険料を算定し、統合する。ただし、平成、1 7 年度末までは、それぞれ旧町のれいによる不均一賦課とする。
- 2 . 申請窓口については、現行どおりとする。
- 3 . 市町村特別給付（紙おむつ支給事業）については、合併時までに調整し、一般施策に移行する。
- 4 . 介護保険認定審査会については、平成 1 8 年度より組織を再編し 3 合議体とする。ただし、平成 1 7 年度末まではそれぞれ旧町の例による。
- 5 . 介護保険会計協議会については、平成 1 8 年度より組織を再編し 3 合議体とする。ただし、平成 1 7 年度末まではそれぞれ旧町の委員を統合する。

以上が協議・確認されました。

提案 協議 35 号 介護保険事業の取扱い

	秦荘町の現状	愛知川町の現状	具体的な調整方針（案）
介護保険料	基準額（第 3 段階） （年額）33,600 円 （月額）2,800 円 平成 16 年度金額	基準額（第 3 段階） （年額）38,400 円 （月額）3,200 円 平成 16 年度金額	平成 18 年度からの新たな介護保険事業計画の策定に合わせて、適切な保険料を算定し統合する。ただし、平成 17 年度末までは、それぞれ旧町の例による不均一賦課とする。 平成 18 年度の保険料改定に合わせた新たな介護保険事業計画は、新町において策定する。
納期	納期（普通徴収） 4 月から 3 月までの 12 期	納期（普通徴収） 7 月から 2 月までの 8 期	普通徴収の納期については、秦荘町の例による。
申請窓口	住民課福祉係（いきいきセンター）	保健福祉課（愛知川町役場）	現行どおりとする。